

○滝川市広告掲載に関する要綱

平成17年 9 月16日要綱第48号の 1

改正

平成18年 3 月 3 日

平成19年 4 月 1 日

平成26年 4 月 1 日

滝川市広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市と民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用して行う民間企業等の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 アからエまでに掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるものの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の対象)

第3条 部長（部又はこれに相当する組織の長をいう。以下同じ。）は、その所管する市の資産のうち、広告媒体として活用ができるものについては、広告掲載に努めるものとする。

(広告の範囲)

第4条 広告掲載は、市の公共性及び中立性並びにその品位を損なわないよう十分に配慮するとともに、市民の福祉、市民生活の利便性などを考慮し、次の各号いずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

- (4) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間等は、当該広告媒体ごとに部長が別に定める。この場合において、部長は、総務部総務課長及び財政課長と協議した上で決定しなければならない。

2 部長は、前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、広告の作成及び募集に係る経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

第6条 削除

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、市の広報紙、ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込者の資格)

第8条 広告掲載の申込みをしようとする者は、市税の滞納がない者でなければならない。ただし、広告の募集を市以外の者が行う場合にあつては、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載（市が募集を行うものに限る。次条において同じ。）をしようとする者は、滝川市広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載し、又は掲出しようとする広告の原稿、図面等を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の申込みがあつたときは、申込期間満了後速やかに広告掲載の可否を決定し、滝川市広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により同条の申込みを行った者に通知しなければならない。

2 広告掲載の申込みをした者の数が募集した枠数を超える場合又は同一の枠に2以上の広告掲載の申込みがあつた場合における前項の規定による広告掲載の可否の決定は、抽選によって決定する。

3 前項の規定にかかわらず、物納による場合その他広告の企画の内容等により決定することが適当であると部長が認めるときは、当該方法により広告掲載の可否を決定することができる。

4 第1項の規定により広告掲載の決定を受けた者は、物納による場合その他部長がその支払を必要としないと認める場合を除き、当該決定後市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、市長が指定する期日までに広告主が求められた原稿等を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納入しなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の不還付)

第13条 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(施行細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、副市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日)

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日抄)

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。